

第130回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年 1月17日（木）10:00～12:10

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、西郷 浩、
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局長、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計
部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局
合理的根拠政策立案推進本部長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統
計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

若生総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

毎月勤労統計調査について

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第130回統計委員会を開催いたします。

本日は、清原委員、関根委員が御欠席です。

また、若生総務審議官にも御出席いただいております。

本日は、毎月勤労統計調査について、臨時で審議をいたします。毎月勤労統計調査については、昨年末から今年に入って報道がなされており、委員の皆様にも重大な事案が発生しているということは御承知いただいているものと思います。

統計委員会としては、本件について、重要な問題であると考えておりまして、1月4日、総務省に対し、統計法に基づき、経緯、影響などの事実関係について、厚生労働省から報

告を求めるように要請いたしました。このような状況を踏まえて、本日は急遽、統計委員会を開催し、毎月勤労統計調査について説明を聴取し、統計技術的な観点から審議をするということといたしました。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、毎月勤労統計調査についてのみ資料を準備しております。

資料の確認は以上です。

カメラ撮りはここまでといたします。

○西村委員長 それでは、議事に入ります。

毎月勤労統計調査についてです。

総務省政策統括官からまず御説明をお願いいたします。

○三宅総務省政策統括官（統計基準担当） 私から説明いたします。

1月4日の統計委員会からの要請も踏まえまして、同日に、統計法第55条に基づき、総務省から厚生労働省に対しまして、毎月勤労統計調査に対する法の施行状況の報告を求めたところでございます。

その後、1月16日に厚生労働省から総務省に対し報告が行われました。総務省といたしましては、重大な事案にあることに鑑み、厚生労働省の報告をそのまま添えて、資料1のとおり、統計委員会に報告いたします。

1枚目が報告の紙、2枚目以降が厚生労働省からの回答内容でございます。

総務省からの報告は、以上でございます。

○西村委員長 それでは、厚生労働省からまず説明資料2-1について御説明をお願いいたします。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 厚生労働省政策統括官、統計幹事の西村でございます。

この度は、政策立案、学術研究、あるいは経営判断の基礎として、常に正確性が求められている政府統計におきまして、基幹統計調査であります毎月勤労統計調査について、全数調査をするところを一部抽出調査としていた、また、抽出していたものを適切に復元していなかったところがあるということが判明いたしました。皆様には大変御迷惑をおかけしたこと、深くおわび申し上げます。

では、続きまして、資料2-1について説明させていただきたいと思っております。

資料2-1を1枚おめくりいただきまして、1ページ、「毎月勤労統計」についてというものがございます。皆様御案内ではございますが、毎月勤労統計の調査概要、調査目的といたしましては、毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。毎月勤労統計は、対前年同月比や前月比を見ることを主な目的として作られているということでございます。

3つ目の丸の調査時期は、全国調査については毎月行っているというものでございます。

調査方法・調査経路でございますが、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所につきましては、その左下の絵の一番上でございます。厚生労働省において事業所を抽出して、事業所名簿を作成の上、都道府県の統計主管課にお送りいたします。これにつきまして、都道府県の統計主管課から調査対象事業所に調査を実施していただき、回収、審査をしていただき、厚生労働省の方に報告していただくといった流れになっているところでございます。

利活用事例につきましては、1ページの右側に、非常にたくさん使われているわけですが、主なものだけを掲載させていただいているところでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、資料の2ページの方でございます。今般の事案の概要について、というところを説明させていただきます。

まず1番が、全数調査をずしていたところを一部抽出調査で行っていたということでございます。500人以上規模の事業所について、公表資料では、全数調査ということになっておりましたが、実際には、東京都については抽出調査となっていた。平成16年から現在までということでございます。この抽出調査の調査対象事業所数でございますが、平成30年でございますが、全数調査であれば1,464事業所であったところ、実際には491事業所で、おおむね3分の1ということでございます。

続きまして、2番の統計的処理として復元すべきところを復元しなかったことについてでございます。500人以上規模の事業所については、東京都のみ他の道府県と異なる抽出率となっていた。これは今、申し上げた、他の道府県は全数調査ですが、東京都のみ抽出検査となっていたということでございますが、平成16年から29年の間は、公表する賃金等の全国データを作成する際に、東京都の抽出調査の結果について、統計的な処理、いわゆる抽出した場合、その逆数で復元するというところでございますが、これを加えることなく、全数調査の結果として取扱っていたということでございます。

また、2つ目の丸ですが、東京都における499人以下規模の事業所等についても、平成21年から29年の間、一部に異なる抽出率の復元が行われない集計となっていたというものでございます。

これらの結果、矢印でございますが、統計上の賃金額が低めになっているという影響があったわけでございます。

また、調査対象事業所数については、確認できた範囲では、平成8年以降、調査対象事業所数は公表資料よりもおおむね1割程度少ないということになっていたところでございます。

3ページでございますが、今般の事案への対応についてでございます。

公表値というのは、現在公表している数字のことでございますが、これにおいて、先ほど申し上げましたように、行うべき復元を行っていなかった、平成16年から29年というのがございました。このところは、先ほど申し上げましたように、数字が低めに出ていたということでございますが、これらの期間のうち、復元に必要なデータ等が存在する平成24年以降については、改めて集計をいたしました「再集計値」として、「きまって支給する給与」につきましては、平成31年1月11日に公表させていただいたところでございます。

※印ですが、「きまって支給する給与」の「再集計値」と今までの公表値とのかい離でございしますが、金額ベースで約0.6%ということで、「再集計値」の方が金額が高いということでございます。

これは後ほど御議論いただくこととございますが、これまでの公表値についても、時系列比較の観点から、引き続き提供していきたいという具合には考えているところでございますが、後ほど御審議いただく事項だと存じております。

これが再集計値についてでございます。

続きまして、全数調査の実施でございます。全数調査を一部抽出調査としていたことについては、毎月勤労統計調査の実施につきまして、正確性・継続性に配慮しつつ、「500人以上規模の事業所」の全数調査に向け、できる限り早急に適正な取扱いとしてまいりたいということでございまして、これもこの後、御審議いただく事項であると存じております。

なお、引き続き、過去の詳細な経緯を調査し、これは厚生労働省の方でございますが、適切な再発防止策を講ずる所存でございます。

続きまして、4ページでございます。これは参考ではございますが、雇用保険、労災保険等に影響が出ているわけでございます。

今般の事案により、毎月勤労統計調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じているところでございます。このため、平成16年以降に雇用保険、労災保険、船員保険の給付を受給した方の一部及び雇用調整助成金など事業主向け助成金を受けた事業主の方々の一部に対しまして、遡及して追加給付を実施することとしております。

平成16年に遡って追加給付を行うに当たりまして、「きまって支給する給与」に関して毎月勤労統計調査を基礎として加工した「給付のための推計値」というものを別途作成しているところでございます。

この「給付のための推計値」でございますが、「再集計値」を作成した平成24年から29年の間における「再集計値」と「公表値」のかい離幅の平均を平成16年の公表値に加え、それ以降の期間を公表値の伸び率に合わせて推計しているものでございます。

資料をおめくりいただきまして、5ページでございますが、こちらは、先ほど申し上げました「きまって支給する給与の再集計値」でございます。左の列が再集計値、真ん中の列が現在公表している数値、右側は、参考ですが、かい離幅という状況になっているところでございます。

以上でございます。

○西村委員長 それでは、質疑に入りたいと思います。質疑は幾つかの論点、ポイントごとに整理しながら行いたいと思います。資料2-2も付いていますので、資料2-2を含めて審議をしていくという形になると思います。

具体的には、まず、ポイントとしては4つありますので、こちらについて考えたいと思います。まず、1のポイントは、発生した事案に関する事実関係の報告、それから次に、

承認を受けた調査計画の履行、3番目に、平成24年から平成30年の間の遡及推計について、最後に、平成16年から平成23年の間の遡及推計の4点であります。

まず、発生した事案に関する事実関係の報告、具体的には、資料2-1の内容について、御意見、御質問等があったらお願いいたします。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 よろしくをお願いいたします。少し違和感が今、報告のところであります。そもそもの問題というのは、私ども統計委員会の方で理解しているところは、全数調査であるということで行われてきたわけで、ここで復元すべきところを復元しなかったことについての処理について報告されることへの違和感があるのです。問題の所在というのがどこだというふうにお考えなのか、確認させてください。

○西村委員長 どうぞ。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） まず、公表資料で全数調査としていたのに、していなかったという事実がございまして、これは大変申し訳ないことであるのですが、質問の意図が少しよく分からないのでございまして。

○白波瀬委員 全数調査ということで実施されていたわけですから、そこで復元するなんていうことは、基本的にあり得ないことなのです。これはこちらの方としても了解していなかったので、ここの御説明のところに、1、2として「復元すべきところ」と記載してあるのが、私としては非常に違和感を持ちました。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） ありがとうございます。よく分かりました。

委員御指摘のとおりでございまして、全数調査でありましたら復元はしないというのは当然でございまして、そのまま集計するというところでございまして。説明が大変拙くて申し訳ありませんが、全数調査だと復元というのはそもそもないわけですから、そのままいくのですけれども、今般の事案であるのは、500人以上の規模のところは全数調査であったのですが、東京都の部分につきまして、499人以下で行っている抽出調査の方であります。抽出をして復元するという作業をしておりました。全数調査から抽出調査の枠組みの方に移った部分があるという趣旨で説明をさせていただいて、その上で、抽出調査でもしやるのであれば、そういう復元というのをするのですけれども、その復元をしていなかったという2段階のお話をまとめて説明させていただきまして、申し訳ありませんでした。

○白波瀬委員 やはり事実というか、最初の論点なのですけれども、発生事案の説明について起こってしまったことについては、速やかに公表していただく、説明していただく、ということになると思うのです。ですから、繰り返しですけれども、全数調査でなかったという事実について、一体どういうことでこちらが発生したのかという説明がまずあるべきと思います。その後、どういうふうに行われるかということにつきましては、次の対応ということになりますので。この点、確認させていただきたい。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 委員御指摘のとおり、まず最初に説明すべきことは、全数調査であるところを東京都の500人以上規模につきまして、抽出調査をしてきたということでございます。

○西村委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 今の説明だと少し分からないのですけれども、私が思うに、全数調査といっても、毎月やっている調査で、全企業が、大規模のところはきちんと答えてくれているかということは確実ではないと思うのです。回収できなかったサンプルもかなり多かったのだと思うので、そういうことがあるのであれば抽出にした方がいいのではないかという議論でそういうふうになったのかと想定したのですけれども、そうではない、そうなのかどうかということ。

それから、同じ理論で言えば、平成16年以前は全数調査でやっていましたといっても、恐らく回収率は100%ではなくて、いろいろなものがある、しかも、東京都だけではなくて、全国で見れば回収できなかった大企業はかなりあったはずなので、その辺の統計の数字もある程度見せていただかないと、なぜそういうことになったのかということが本当は理解できないのですけれども、実態はどうなのでしょう。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 平成16年に全数調査から抽出調査に切り替えた経緯につきましては、現在、調査中ではございますが、当時の資料によりますと、東京都につきましては、大企業、500人以上規模の企業が多いので、抽出調査にしても精度が保たれるというような記述があるのですが、今の時点では、そこでどういう議論が行われてということについては、解明されていないのですが、そのような記述がございました。

それともう1つの、全数調査の場合、回収率が大切でございますが、これはもちろん、毎月の統計調査におきましても、全ての事業所から回収していたというわけではございません。

○北村委員 今の議論なのですけれども、平成16年以前の回収率についていろいろ問題があったので抽出調査にしても構わないのではないかという議論があったというふうに想定できるので、何の問題もなく、急に、精度を確保できるのだから抽出に変えた方がいいのではないかという議論が急に出てくるとは思えないのですけれども、今の御説明だと、なぜそういうふうになったかという説明にはなっていないと思うのですけれども。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 申し訳ございません。今の時点では、当時の資料がこちらしかございませんので、私の方としても、予断をもってこうであったと申し上げにくい状況にございまして、調査中であったということと、分かっていることとお話しさせていただいたということでございます。

○白波瀬委員 すみません、今のことなのですけれども、どうしてかということもすごく重要なのですけれども、学術的なのか、回収率うんぬんという以前に、やはり構造的なところでかなりマンパワーが足りないとか、そういうところで、結果としてはうやむやになってしまったという形になったのではないかと勘ぐってしまうのです。つまり、こちらはそういうことが知りたいのです。

結果として、推計値が低く出ているということは、単純に考えますと、明らかにサンプリングがバイアスしていて、どこが抜けているのかということが、問題になります。要す

るに、しっかりとサンプリングができていれば、その母集団を反映するわけですので、そういう誤差は非常に低いわけです。それがこういう形で出ているということは、そもそも学術的な議論を積み上げた結果やるというか、そういうことはきちんと統計委員会の方で報告していただかないと困るのですけれど、そこの辺りのところ、すみません、どうなのですか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 確かに、当時、どういう議論があったかについては、私どもも今、調査中でございます。今の時点で、正直申し上げて、回収率が悪かったから切り替えたのかとか、あるいは、構造的にマンパワーが足りなかったから切り替えたのかとか、そういうことについて、何かこうだったというのはないので、調査をしているところでございます。

それと、2つ目の点でございますが、これは後ほどサンプリングの話につきましては、後ほど資料2-2の方で説明させていただきたいと思っておりますので、前後しまして申し訳ありません。

私どもが今回の抽出調査で数字が低く出てしまったというのは、サンプリングの話は後ほどさせていただきますが、通常、抽出調査、こちらが1分の1で、こちらが2分の1だったときに、足して数字を出すときに、こちらは1倍で、こちらは2倍を掛けて、足してから出すはずと理解しているのですが、すみません、専門的なことを申し上げて、集計するときに少し違っていることがあったということも、後ほどまた説明させていただきます。すみません。

○西村委員長 宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 先ほどおっしゃった、問題がないだろうという言い方は、少し私はおかしいのではないかと思うのです。今回の問題が起きたのは、むしろ平成30年に入ってから、毎月勤労統計調査のデータの動きがおかしいというエコノミストからの御指摘があって、そして、結果的にこういった全数調査であるところを抽出調査にしていたということが分かったわけですから、つまり、一般にとって、そういうことをしたらおかしい数字が出てくるわけですから、そもそも問題がないという言い方はおかしいのではないかというふうに思います。

私自身は国民経済計算体系的整備部会でこの議論を扱っていたときに、推計方法さえきっちりしていれば、また、こちらをきっちりエコノミストの方々に開示をしていけば、おのずと問題は解決していけると思っていたし、また、そのようにも民間のエコノミストの方にもお話をしていたのですが、今回の事案は、そういうこと自体、非常に裏切られたというか、残念な気持ちでいます。

もう1点だけ、これは今の質問とは別の件なのですが、全数調査するところを抽出調査というかサンプル調査に切り替えると、そもそも厚生労働省は、毎年の調査の予算として全数調査として予算要求をされているということですか。そうすると、サンプル調査にしたときには、要するに、その予算分というのは、素人考えで言うと、浮いてくるのではないかという気がしています。私はもちろん、統計の予算の問題については余りよく分かりませんが、私自身が統計改革推進会議でいろいろ、人員不足だとか、予算不足だと

いう話をしたときに、そういうことについて、統計については、予算についても手当をしていくという話があったので、そういったことからしても、一体どういう調査費用の取り方をしていたのかということも非常に問題ではないかというふうに考えています。これについては、お答えいただければと思います。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 先ほど問題がないと発言したつもりはなかったのですが、もしかしたら、そう発言しましたら、これは本当におわびして訂正いたします。そのような意識は全くございません。申し訳ありませんでした。

2点目の予算の点につきましては、今、手元に予算の資料、すぐにはないのでございますが、調査対象事業所数につきましては、後ほど説明させていただきますが、公表している数字よりも実際に調査対象事業所数がおおむね1割程度少なかったというお話を説明させていただきましたが、予算につきましては、調査対象事業所数ではなくて、公表の数字をもとに請求しているのではないかという具合に考えているところでございます。

○西村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 最初に、この件の全般的な感想を申し上げて質問を申し上げたいと思いますが、この件はメディアでもいろいろ報道されていますとおり、本当に重大な問題で、公的統計全体の信頼までを揺るがしかねないような、本当に前代未聞の事件なので、これは深刻に受けとめていただいて、厚生労働省としてもきちんと責任を感じて誠実に対応していただきたいというふうに思います。

今、特に直接的な被害が及んでいる雇用保険の受給者とか、そういったところの問題については、今、行政上の対応として迅速に対応されているというふうに思いますので、こちらはこちらで行政の対応としてよろしいと思いますが、統計委員会の方のミッションは、恐らく与えられていることは、いかにして統計ユーザーが困らないようにするか、きちんとした統計にどうやっていくかということを考えることだと思いますので、私自身もまた、この委員会の中でもそういう観点で議論させていただけたらと思っています。

先ほど来の各委員の御発言を聞いて、私は全く同感で、その疑問が今でもまだ、お答えを聞いても解けておりませんが、それ以外の論点として1点申し上げます。実は、今回の全数ではなかったことが発覚して、いろいろ昨年12月ぐらいから議論になっておるわけですが、資料をいろいろ見てまいりますと、昨年1月の公表から既に、復元した数字を公表しているということが明記されております。ということは、去年の1月の時点でそのことは十分認識されていたということだと思いますし、それから、そういう復元の計算というのは、去年の1月にいきなりできるわけではないので、そのための準備の期間も当然あったはずだと思います。ということは、組織の中でも十分そういうことを認識されながら対応してこられていると私は考えているわけですが、ということは、私は統計委員会の議論で、これまで毎月勤労統計調査の説明をいろいろ聞かせていただきながら、振り返ってみると、本当に狐につままれたような気分になるのですが、これまでずっといただいた資料の中には、500人以上の全数であるという説明ばかりがあったわけですが。これはどうしてそのギャップが出たのだろうか。はるか昔の平成8年ですか、一番最初の発端のところは資料がないというので時間がかかるのは分かるのですが、直近のことは、もう少し丁寧

に説明していただく必要があるのではないかと思いますので、どうしてこれが分かりながら、去年、一昨年の時点でもう少しきちんと説明していただけなかったのか、もう少し御説明をお願いしたいと思います。こちらが1点です。

それから、もう1点は、統計利用者に対する情報提供なのですが、私は、この件があって以来、毎月勤労統計調査のウェブサイトを何度も見てみるのですが、ほとんどこのことについての記述がありません。恐らく厚生労働省としては、公表資料の中に1行だけ何か記載しておられるところがあるのですが、「現在調査中です」ということが記載してあって、それ以外のことは、厚生労働省のトップページのところにプレスリリースみたいな格好で出ている情報があるだけなのです。ところが、統計のデータ公表のところには、そこへのリンクは全く張られていないように見えます。これは結果が問題だということももちろんあるのですが、その情報をきちんと統計ユーザーに提供するというのが私は統計作成者の責務だと思うのです。そういう観点からして、厚生労働省として、統計ユーザーへの情報提供の在り方として適切とお思いだろうか、どうだろうか、どこを改善したらいいかというのは何かお考えはおありでしょうか。そこを少し御説明をお願いしたいと思います。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） まず、1点目でございます。平成30年1月から、ローテーション・サンプリング方式ということで統計委員会において御指導いただきまして、調査方法を変更したところでございます。こちらに伴いまして、所定のプログラムの変更をしたということが分かっているところでございます。こちらにつきましては、東京都における500人以上規模の事業所、全数調査としているところを抽出調査として、あるいは、抽出したにもかかわらず復元するというのは、平成30年1月以降の調査分しか行っていなかったわけございまして、これにつきましては、私どもの現時点での認識でございますが、一部の職員につきましては、総務省から指摘を受ける前に認識をしていたと。ただ、組織全体として、大変申し訳ございませんが、共有していなかったということでございます。これにつきましては、委員御指摘のとおり、なぜそうだったのかというのは、まさしくそのとおりであると思いますので、私ども、当時の職員等にヒアリングをして、事実関係をしっかり調べているところでございます。今の時点では、そういうことでございます。

それから2点目でございますが、統計利用者に対する説明が少ないという点につきましては、誠に、今、本当に申し訳なく思っているところでございまして、すぐにそういった説明をできるように、ホームページ等でそういったことについて着手してまいりたいと思います。申し訳ありません。

○西村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今のお答え、引き続き調査中ということなので、それはそれで調査の結果を待ちたいと思いますが、是非迅速な対応をお願いしたいと思います。

ただ、今のお話を聞いて私、感じましたのは、昨年1月の推計方法の改定、プログラムの変更に伴って、その時点で、実は全数でなかったことを少なくとも組織の一部の方が認識されていたということは確かだと思いますので、そうすると、こちらが上層部に伝わらなかったということは、組織内のガバナンスの問題ということでもあろうかと思えます。

そうすると、要は、こういう統計作成プロセスがブラックボックス化しているということではないかと思うのです。担当は知っているけれど対外的には全く発信されていないという状況だと、これは組織の中でもおかしいことが起こるわけですし、それから、統計委員会でもずっとミスリードされていたわけですし、それから、世の多くの統計ユーザーは皆、ミスリードされていたわけですので、ここの部分は相当重大に受けとめていただいて、これがブラックボックス化しないように、きちんと情報を提供していただくということが何よりも大事ではないかと思うのです。統計委員会の中でも、是非委員長にもお願いですが、そういう観点から、いろいろな情報をきちんと把握して、検証していくということを我々の課題としていただけたらと思っております。

○西村委員長 はい、分かりました。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 御説明ありがとうございます。今までになかった論点で1点だけ、資料について伺いたいのですが、資料2-1の2ページの下の方にある3番目、調査対象事業所数についてということで、平成8年以降、公表よりも1割程度調査対象事業所数が少なかったと。これをどのように受けとめたらいいのかというのを私、御説明を聞いていてよく分からなかった点なので、もし、更なる御説明があれば伺いたいと思いますけれども。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 大変申し訳ございません。その点につきまして、この後に説明させていただきます、資料2の4ページのところに掲載しておりますので、そこで改めて説明させていただきます。申し訳ありません。

○西郷委員 分かりました。

○西村委員長 その点については後ほど。こちらに含めて、何か御指摘があれば。細かいことは後でやるのですが。こちらは大丈夫ですか。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 今、社会保障給付の問題が非常に大きく出ておりますけれども、産業界でも賃金とか経営計画に非常に大きな影響がありまして、経団連なんかも、一昨日か何かでも、是非しっかり対応してほしいというコメントを出しております、まずはよろしくお願ひしたいというのが1点目でございます。

それから、少し技術的な質問なのですが、去年8月の統計委員会で、平成30年1月に発生しましたギャップの二千幾らの要因分解につきまして、ローテーション・サンプリングによるものが300円ぐらい、ベンチマーク更新によるものが1,700円ぐらいというふうな要因分解でお示しいただいたのですが、実際には、要因としては、東京都の復元による分があったはずなのですが、去年8月の要因分解の1,700円と300円、それから、今回の復元によって発生した分との関係が少しよく理解できないというので、もし今、分かれば教えてほしいと思います。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 委員御指摘のように、平成30年1月からギャップについて要因分解をしておりまして0.8という数字でございます。この中には、今回の復元していなかったという効果が含まれていると思いますので、私どもとしては、今、その要因分析を改めて実施しているところでございます。

○西村委員長 また実施しているというのは、その数字がもう出ているということですか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） まだ今、集計中でございます。できましたら、もちろん報告させていただくものでございます。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 要因分解が難しいのは分かるのですが、2,000円だったギャップは幾らになるのでしょうか。こちらは分かっていますか。再計算されたのだから。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 今、再集計値で再計算したところがございますので、1月分のところについては、今、集計中でございますので、すみません、平成30年1月のところの旧サンプルと新サンプルで差を出していくのでございますので、そこのところ、今、数字を確認しているところでございます。再集計値というのは、平成30年1月の旧サンプルのところは入って……。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 はい、1月11日の公表資料には入っていないのですが、当然、計算は終わっておられるのですかという意味でお尋ねいたしました。要因分解をどうするかは難しいのですけれども、ギャップが幾らになったかぐらいは御説明いただいた方がいいのではないかと。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） すみません、今、精査中でございますので、終わり次第、説明させていただきます。申し訳ありません。

○西村委員長 いや、当然これはすぐ分かるはずなので。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 計算が終わってれば直ちに分かる話です。計算が終わっているのですよね。終わっているのであれば、ここで御報告いただくのが当然だと私は思います。何度も事務局として、いろいろなことを問い合わせさせていただいていますけれども、十分にお答えいただけていないわけですし、野呂委員から今、御質問があったわけですから、実額だけでもこの場でお示しいただくのが当然であると私は思います。

○西村委員長 どうですか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 誠に申し訳ないのですが、今、手元に用意しておりませんので、後ほど説明させていただきます。申し訳ありません。

○西村委員長 ほかに御意見。嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 公的統計の信頼が大変問題になる事案として深刻に考えております。この経緯については、現在、調査中ということでございますので、是非とも統計現場での仕組み、分掌体制のあり方ですとか、客観的事実も含めて詳細に御説明いただくことを要望いたします。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 私どもといたしましても、再発防止をするためにも、本件の起こった事実の経緯、こちらも全て明らかにした上でやっていく必要があると考えております。先ほど組織内のガバナンスで、ブラックボックス化しているというのは、これはあってはならないことであつたのですが、そういうことも含めて再発防止について取り組むためにも、この事実の解明は第一と考えて、今、精力的に取り組んでいるところでございます。

○西村委員長 永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 今度のようなことが起こりますと、そのリカバリーに非常に大きな打撃があるわけでございますけれども、1つ質問なのですが、全数調査がもともと当然だったわけですが、抽出にしたときに、抽出の復元をどうして掛けるということを考えなかったのか、当然の手续だと思ふ、全数調査と言っているのです、そこに行くのは大体おかしいのですけれども、でも、復元にしたときに、なぜこちらを考えなかったのかということをお教えいただけないでしょうか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） いや、誠にそのとおりで思ふのですが、どう説明していいか私も分からないのですが、抽出調査にしたときに復元していなかったという事実が判明いたしまして、説明不能なことだと思ふのでございますが、いずれにいたしても、当時の職員の意識とか、動機というのは多分ないと思ふのですが、そういったことを調査しているところでございまして、そこは本当に申し訳ありません。

○西村委員長 どうぞ。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） すみません、今のお話は、この後、資料2-2で御説明させていただくことの1つになるかと思ひますので、そこでまた御意見をいただければと思ひます。恐縮でございます。

○西村委員長 ほかにこの点、経緯の説明というところについて、御質問等、御意見等ございますか。

（「なし」の声あり）

○西村委員長 それでは、この段階でですが、また後でいろいろな新しい論点、さっきの論点もありますが、新しい論点が入ってくると思ひますけれども、この段階で、この部分に関してのある種の取りまとめという形をしたいと思ひます。

厚生労働省の最も重要な統計調査の1つである「毎月勤労統計調査」で、不適切な調査手法と誤ったデータの取扱いが15年以上にわたって行われていたということが明るみに出たわけです。国の政策の基盤となるはずの公的統計を信用できるのか、この点が我々にとって最も苦慮した問題なのですが、そういう疑念を生じさせるような重大な事案であると言わざるを得ません。

この段階での本日の審議に当たり、私なりに事案を整理しますと、本事案には3つの側面があります。

第1に、統計委員会が審議し、総務大臣の承認を受けた調査計画と異なる手法によって実施されたということです。具体的には、厚生労働省が常用労働者数500人以上の大規模事業者は全数調査であるという調査計画を申請し、総務大臣から承認を受け、そのように公表していたにもかかわらず、東京都については、抽出調査を実施していました。この抽出調査を2004年から実施し、その内容を公表していなかったという点です。それから、その後、より小規模についても抽出調査をしていたということが今回明るみになったということになるわけです。

それから、第2の点は、調査データの扱いに初歩的な誤りがあったということを長期にわたって放置していたということです。この統計調査では、全数調査の部分以外では、まず、産業別、事業所規模別に層を分けて、それぞれ抽出する事業所を決定し、その中で偏りなく調査対象となる事業所を抽出し、その合計データからその層の全事業所の合計数値を推計するわけです。これについては、後ほど2-2のところでも御説明があるはずですが、

このため、当然ながら、抽出されたデータは抽出分だけ全体の数値より小さくなります。したがって、抽出率の逆数を掛けて元の事業所に対応する数値にしなければなりません。抽出操作を行うならこうした復元が必要ですが、2004年に無断で東京都の大規模事業所を抽出調査にした上、そうした際にはこのような復元を行うプログラムになっていなかったということがあるわけです。そのため、東京都の実態が過少に評価されることになった。2018年1月にこの調査の大規模な変更がなされたことに対応してプログラムを変更したときに、ようやくこの復元が反映されたようですが、「ようですが」というのは、きちんとそこまで我々としてはしゃべることができませんので、その話を信用するとそういうことになります。その状況で、ようやくこの復元が反映されましたけれども、そのときも統計委員会や総務省への説明がされず、しかも公表されることもなかったという点であります。

その結果、東京都は賃金水準が相対的に高い地域であるため、東京都が占めるシェアが過少であれば、全国の賃金の推計結果も過少になるということになりますから、実際、厚生労働省が今回、2012年まで復元して再集計したとおっしゃる数字を見ますと、平均して0.6%ポイント程度過少に計算されているわけです。もし復元が正しくなされていれば、賃金の集計は（通常の仮定の下では）統計的には偏りのない推計値となっていたはずなわけです。

それから、3番目は、今回の事案は、統計改革の一環として精度改善を検討するために、毎月勤労統計調査を吟味していた統計委員会の活動を通じて初めて明らかになったということです。公的統計の信頼を守るために、このような統計に関する事実については、私は適時開示、それから、透明性ということが重要であると考えていますが、皆様も同じ御意見だと思います。この事案に関しても、総務省を通じて事実確認の要請を直ちに行いましたが、本事案の調査が難しいということもあり、現時点では厚生労働省から、先ほどもありましたように、十分な情報提供が得られているというのは言いがたい状況にあるというわけです。

今回の毎月勤労統計調査で起こっていたことは、統計委員会としても極めて遺憾な出来事です。これまで毎月勤労統計調査には、統計委員会にも多くの審議時間を費やし、その改善のアドバイスということをしてきました。私自身も委員の皆様と同じように、裏切られたという気持ちにならざるを得ません。厚生労働省には猛省を求めるとともに、今後の徹底した原因解明と再発防止を強く求めたいと思います。

それから、今回、幾つかの論点が出てきました。発生の理由についてのより詳しい、これは誰が意図したかというよりも、どういう統計的な理由でやろうとしたのか、こちらについての正確な事実を教えてください。我々は警察とかそういうのとは違って、正しい統計を作ることが最大の目的ですから、実際に、正確に何がなされたのか、なぜ

チェックの機能が果たされなかったのか、そういう点を知りたいということがあります。こちらについては幾つか、委員からもこういうようなものではないかという推察はありましたが、これは推察にすぎないので、具体的に何が起きたのかということをお教えいただきたい。

それから、重要な点は、平成30年のプログラムの改定時に何が本当に起こったのかということについての正確な情報を知りたい。こちらも先ほど言いましたように、意図とかそういうのではなくて、どういうことが実際になされたか、その事実を明確に説明していただきたいということです。

それから、これを含めて、先ほど適時開示と透明性ということをおっしゃいましたが、ユーザーの情報提供のことについても、やはり不十分であったと言わざるを得ませんので、これについても、今後考えていただきたいという形になります。

それから、ギャップの要因分解のところですね。実際にギャップはどのくらいになったかということについても、本来ならばここで御説明いただかなければいけないというものだと思います。統計委員会は、こちらを長い間、まさに長い時間をかけて調査してきたわけですから、こちらがなされなかったということについては、非常に遺憾であるというふうに考えます。そういった点について、追加的な御説明をできるだけ早い段階でお願いしたいということをお願ひしたいと思います。

次いで、承認を受けた調査計画への履行について審議いたします。

この点については、私のお見解を先に述べさせていただきます。

資料2-1の2ページの上段の1ですが、調査計画に反して、東京都の500人以上規模の事業所について、全数調査ではなく抽出調査としていました。また、同じ資料の2ページの下段の3では、少なくとも平成8年以降、調査計画上のサンプルサイズよりも小さいサンプルサイズで調査が行われていたという報告があるわけですね。この点について、私としては、東京都の500人以上規模の事業所の全数調査への可及的速やかな履行ということとは全く当然のことだと考えております。

併せて、資料2-2の4ページをお覧ください。資料2-2は新しい資料ですので、こちらを見ていただきたいのですが、資料2-2の表2の目標精度と、表1にある誤差を見ますと、目標精度を達成していない産業分類というものも存在いたします。今後、統計の精度を少しでも向上する観点から、調査計画上の標本数33,200事業所の履行についても、厚生労働省に求めるべきだと思います。この点について、委員の皆様からも御意見、御質問等をお願いいたします。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ただ今の委員長の御発言、私もごもっともだと思いますので、こちらに尽きるというふうに思います。したがって、むしろ厚生労働省にきちんとそのとおりにやってくださいとしか言いようがないので、ほとんど質問というよりも、オーダーだというふうに受けとめますので、私としては委員長の御発言をそのとおりに支持します。

○西村委員長 ほかに特段の御意見ございますか。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 特段の意見というよりも、最低そのことは、委員長が御指示されたことは速やかにお願いしたいと思います。

○西村委員長 それでは、統計委員会の意見をまとめたいと思います。

委員の皆様から2つ御意見がございました。こちらを含めて、私が申し上げた、厚生労働省による直轄の調査の活用も含めて、東京都の500人以上の事業所の全数調査への可及的速やかな履行、それから、調査計画上の標本数33,200事業所の履行について、御賛同いただけたものとして、この2つの意見を統計委員会の意見としたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 はい、どうぞ。

○宮川委員 その際、今、非常にこういう事態が起きているわけですがけれども、もともと当然のことながら、我々が承認しているというか、まさに厚生労働省も公表しているとおりの統計調査を行うのが当然だというふうに思いますが、スケジュールをやはり厚生労働省はきっちりと我々に示すべきではないかというふうにも思います。この点も、会議体というよりも、早めに、とにかくこういう事態ですから、きっちり示すべきだというふうに私は個人的には思います。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。その点も含めて考えていただきたいというのを要請したいと思います。

そもそも、これは元に戻すものですが、その後には、持続可能なシステムにしなければいけないということもありますから、そういうものを見て、標本設計の抜本的見直しということも考えざるを得ないと多分思うのですが、こちらについては、その後の課題という形に整理していきたいと思います。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 すみません、もともとの計画どおり戻すという委員長の提案には全く賛成でございまして、戻した場合に多分またそこで段差ができると思いますので、そのところの段差の処理などにつきましては、是非ユーザーフレンドリーな情報提供をよろしく願いたいと思います。

○西村委員長 その点についてもよろしく願います。

○大西厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) はい。

○西村委員長 それでは、次のポイントに移ります。

次に、平成24年から平成30年の間の遡及推計について審議いたします。この点は少し統計技術的な審議となりますので、改めて厚生労働省から、標本抽出上、どのような対応を行い、遡及前と比較して何を措置したのかなどについて、資料2-2のうち最後のページを除いて、御説明をお願いいたします。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当) それでは、厚生労働省の政策統括官付参事官をしています中井と申しますが、委員長の御指示に従いまして、資料2-2

に基づきまして説明をさせていただきます。これは資料2-1の論点の中の重要な点を、やや詳細に整理させていただいたという位置付けのものでございます。

ページをめくっていただきまして、1ページでございます。30人以上規模事業所の標本設計の概要と記載しております。層の設定についてということで、全国調査においては、産業、規模別に層を設け、それぞれに抽出率を設定していると記載しておりましたが、これは現在やっていることでございます。そもそもこの中で規模500人以上を全数調査でやらなければいけないにもかかわらず、もうここで抽出をしていること自体が誤りということでございますが、実際にはそうだったということでございます。

そういった中で、その下に記載してある2つ目の丸、「その際」以降のところについて、これは無作為抽出をしているという、そのやり方について簡単に説明をしたものでございます。

層内の抽出は、抽出単位となる区分ごとに都道府県番号、産業区分などの項目順に事業所を並び替えた後に、抽出率の逆数、「R」と記載してありますが、例えば抽出率を3分の1とした場合には3を掛けるということでございますが、それ以下の初期値、これはランダムに選んで、それから後はそこを起点としてR番目、それから2R番目。なので、例えば先ほど申し上げた3分の1の場合でしたら、3つ飛ばしという形で無作為に抽出していることを記載させていただいているということでございます。

※印、これは「ただし」ということでありますが、現行の指定事業所については負担軽減ということ言えば、そこは飛ばして代替する措置も行っているということを記載させていただいております。

そして、次のところでありますけど、その抽出に際しましては、東京都と東京以外で分けていた、そういう現状でございました。500人以上規模におきましては、平成16年から東京都と東京以外で分けて、事業所数の多い産業分類において東京都で抽出調査が行われるようになったということで、両者の抽出率が異なることになっております。これは次のところで申し上げます。

それから、次の100人から499人、また30人から99人規模においては、平成21年から東京都と東京以外で分けて、抽出率が異なるものを設定しているということでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページでございます。これが東京都の500人以上規模の抽出率逆数表ということでございます。こちらを最新、平成27年の抽出替え時点のものについてお示ししたものでございます。

最初に公表させていただいたときには、全体の約3分の1を抽出するという形で全体として整理をさせていただいておりますが、その内訳については先ほど申し上げたとおり、それぞれの産業群ごとに、そこにおける事業所数、それを考慮した抽出が実際には行われていたということでございまして、見ていただければということでございますが、その抽出率逆数を御覧になっていただくと、2とか3とか5とか、最もいいところでは医療の12というものがありますが、このような形で抽出してございまして、これの全体の総和が3分の1ぐらいになっていたということでございます。

そういった中で、抽出をしたときに復元をしなかったという、この統計処理上の問題については、事実としてはこういう形をとったことによりまして、東京都を除く全国と東京都において抽出率逆数が異なるものになっていたわけでありまして、これを母集団復元の際に一律に東京都以外のところを東京都にも適用してしまっていた、先ほど初歩的なミスという御指摘もありましたが、実際にそういうことになっていたということで、結果として復元が行われていなかったということになったわけでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、3ページでございます。こちらは先ほど申し上げた、平成21年からの東京都の30人から499人規模の抽出率逆数表ということでございます。こちらでは、東京都では、母集団事業所数が比較的少ない産業において異なる抽出率を設定して、標本数を多目に配分するというをやっていたわけでございます。

具体的にこれも東京都と東京都以外を御覧になっていただくと、100人から499人規模では、一番左側の上から5つ目の木材・木製品製造業が、東京都以外が4、東京都が2となっていたり、その下の家具・装備品製造業も同じであります。下から5番目にあるプラスチック製品製造業、あるいはその下のゴム製品製造業、また2つ飛んで鉄鋼業、その下の非鉄金属製造業というところが異なるものになっておりました。

真ん中に行きますと、上の金属製品製造業、その後ははん用機械器具製造業、それから真ん中ちょっと下にあります輸送用機械器具製造業、ここにおいて異なる抽出率になっていたというような状況があって、製造業の中で細かく分けたところでこういうことになっていたということでございます。

それから、30人から99人規模のところでございますが、こちらは一番左側の上から5番目の木材・木製品製造業と、それから、下から2番目の鉄鋼業が違った数字になっていたということでございまして、こちらにおいても平成21年以降であります、東京都と東京都以外で抽出率逆数表が異なるところがあったわけですが、同様にこちらでも東京都以外の逆数表で東京都も適用してしまっていたということが起きていました。

こちらについては、先ほど具体的なところを申し上げましたけれど、全体のウエイトとして小さなものでしたので、復元における東京都の500人以上規模のような差異が生じていなかったという整理をさせていただいているということでございます。こちらは全体に影響がないと整理をさせていただいているところでございますが、このようなことが起こっていたということで、これも先日来公表させていただいたものを、より詳細に見たらこういうことでございます。

それから続きまして、次のページ、4ページに行ってくださいまして、調査対象事業所数の設定方法ということで、先ほどからも御指摘いただいているところでございますけれど、標本設計についてという1番のところにあるとおりでございますが、基本的には産業、規模別の標本数は、常用労働者1人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が一定の範囲内となるように設定していただいておりますが、調査対象事業所数は公表資料よりおおむね1割少なくなっていたということでございまして、最新で計画上の対象数は、30年から33,200事業所になっていたわけでございます。

それから、その次の2番目の達成精度ということで、表1、標準誤差率、きまって支給する給与の平成29年7月分の結果についてお示しをいるところでございますけれど、この誤差率は事実として回収率を元に計算しているもので、公表していた誤差率に影響はないというのは、実は違っていましたということではなくて、これは正しい数字を公表していたということでございます。

次、誤差率は調査年報で示していますけれども、多くの産業でおおむね前の目標値を達成しているとしておりますが、先ほども委員長から御指摘いただいたとおり、産業によってはこちらについてどうなのかみたいところが実際に見られるという話をいただいているところでございますので、今後の改善の取組の中で、そういったところも御指導いただければと考えているところでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、再集計方法の概要について簡単に説明したいと思います。

先ほども説明させていただきましたが、ローテーション・サンプリングを導入した平成30年1月以降、集計方法を各調査数値に当該サンプルの抽出率逆数を乗じた上で総和をとるという方式に変更した形になっていたということでございます。今回、平成16年（2004年）から平成29年（2017年）まで、東京都において500人以上は復元が行われていなかったという影響があったことについて、可能な限り本来の一本全数調査なのでそれでも問題なのですが、抽出調査を行った場合のあるべき統計的処理を行うことで、遡及して再集計をすることで臨んだわけでございます。

当然のことながら、遡及は可能な限り遡れるだけ遡るべきであるということでありましたが、ここは少し物理的な制約により、平成24年からしか再集計ができなかったのが現状でございます。再集計についてのやり方というのは、そこに計算式と、それから簡単な図でお示しをしております。

平成30年以降については産業、規模別の推計比率、前月末の推計母集団労働者数を前月末の調査労働者数に抽出率逆数を掛け合わせたものを合計して割るという形をとって、こちらを活用して産業、規模別の平均給与ということで、その各回答事業所の給与支給総額の合計に抽出率逆数を掛けた総和に推計率を掛けるのを分子にしまして、また分母については、前月、今月の労働者数の平均をとったものに逆数を掛けて、またその総和に推計比率を掛け合わせる、そういう形で算出をしているということでございますが、そこにコメントを入れているように、平成29年以前の集計というのは、同一産業・同一規模では全国均一の抽出率を前提で計算してしまったために、この抽出率逆数が入っていなかったということで、こちらが平成30年以降変わっているということでございます。

具体的に復元手順というのは、今申し上げたようなのを、従来統計的に処理としては間違っていたものが左側にあって、右側が東京都について、産業別にばらつきはありますが、全体として3倍するという形をとった上で母集団に復元する、そういうことを図示させていただいているものでございます。

こういう形で平成24年以降、再集計をさせていただいて、今はきまって支給する給与について公表をさせていただいているということでございます。この数字については、先

ほどの資料2-1の一番最後にお付けしている数字のとおりであります。政策的な緊要性もありまして、きまって支給する給与をまず整理して、公表させていただいておりますけれど、先ほどからも統計ユーザーの話が出ているところでございます。

そういう意味では、この再集計した値というのを、きまって支給する給与のみならず、給与、賃金関係のデータ、それから労働時間関係のデータ、あとは雇用者関係のデータも整理して、早急に公表できるように、今進めているところでございますが、非常に恐縮でございます。先ほどの丁寧いろいろなことをホームページなどでも対外的に説明していくべきであるというのは、もう本当にそのとおりでございますが、今回の件に対しまして、ある意味、我々が起こしたことなのでやむを得ないのですけれど、いろいろな対応でいろいろ混乱している中で、いろいろなことが先ほどの数字の計算も含めて遅れておりまして、大変申し訳なく思っております。

それぞれ課題認識、問題認識を持って進めておりますので、それぞれについて、もうなるべく可能な限り早く、そういったことを取り組んでいきたいと思っております。重ね重ね、本当に今回の件については申し訳なく思っております。大変申し訳ございません。

私からの説明は以上でございます。

○西村委員長 それでは、ただ今の御説明について、御意見、御質問をお願いいたします。

特に、この統計は、利用者の信頼を失っているという点は、頭に入れておく必要があると思います。この毎月勤労統計調査の利用者の利便を確保する意味でも、統計委員会において、今回示されている遡及結果の修正内容を確認して、適切に評価する必要があると思います。このような視点から、御意見、御質問をお願いいたします。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 まず初歩的な情報提供の在り方なのですが、この2ページ目、3ページ目のところに、抽出率逆数ということで、このようになっていたという事実説明、これはこれで理解できましたが、しかし、これはよく標本理論で言われますけれども、標本の誤差は抽出率で決まるのではなくて、標本の大きさで決まるというわけです。そうすると実は、一体何事業所あるのかとか、従業者数がどれだけいるのかというのは、ここには全く見えないので、なかなかその判断が難しいというのが正直言っております。

今回のこの件に限らず、厚生労働省の毎月勤労統計調査のホームページを見ましても、抽出率は記載してあっても、客体の数というのが全然出てこないのです。これが実はブラックボックス化することの一因でもあると思いますし、また、ブラックボックス化してしまっても検証のしようがない状態になっているということだと思いますので、今、過去の話はともかく、この2ページ目、3ページ目のデータについては、標本の事業所数、従業者数、こちらと母集団と対比できるような、そういうデータを出していただけないでしょうか。

○西村委員長 いかがですか。お願いします。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） すみません、今、この場でという御趣旨ですか。

○川崎委員 もしあれば。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） なるべく早くお見せするとかではなくて、本来はこの資料にお付けするのが筋だというのは、もうおっしゃるとおりでございます。少し準備が間に合っていないくて、そういう資料が付いていないという、本当に不本意な事実があるわけでありましてけれど、少し今、手元にぱっと出てくるものがないという状況で、本当に申し訳ないのですが、先ほどの話で申し上げると、本当にそういったものも今後きっちり出していくということで取り組んでいきたいと思っております。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 御説明ありがとうございました。少し幾つか確認させていただきたいのですが、現場の方は本当に大変な作業だと思います。ただ、そのことと、何をさせていただくかというのは少し区別して議論させていただきたいのです。推計値ということなのですけれども、遡及をするにしても、その作業というのはかなり膨大ですので、いつをターゲットに置いて値を出すかということも、現実問題としてはあるかと思うのです。その波及効果も大きいゆえに、すぐに出さなければいけない数字であるということも理解できるのですが、かといって、ただ1つの解をずっと求めて、作業が大変なのでここで終わりますというわけにもいかないのではないかと思うのです。

ですから、少し今持った印象は、平成24年から30年についてはデータがあるのでやりますと。それで平成16年から23年については、もうデータがないので難しいですという、ゼロか100かの議論になっています。平成16年からについても説明責任として、もうそこは仮定を置くという責任もとっていただく必要はあると思うのです。つまり、対応できないゼロ回答にはなかなかならないのではないかというのが私の意見です。もうこれはデータがないのでできませんというところはなかなか難しいのではないですか。いかがでしょうか。

○西村委員長 宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 私も白波瀬委員の御意見に賛成です。この7ページの辺りですか、なかなかデータが修正できないといったようなことは、少し許容できない。こちらは1つ、毎月勤労統計調査だけの問題でもなくて、毎月勤労統計調査を使っている、私が担当といたしますか、一番関心を持っているSNA統計にも波及する問題で、SNA統計も毎月勤労統計調査を使って推計しているわけですから、では、GDPの統計は、平成24年以降からしか信頼できるデータが作れませんということでもいいのかどうかという問題が出てくるのですけれども、その辺はどう考えればいいのですか。

○西村委員長 すみません、少し私の手続上の問題がありまして、こちらは2つに分けて考えようと思っております。

○宮川委員 分かりました。

○西村委員長 まずとにかくこの遡及の方法、今遡及している部分と、それからこの後、まだ遡及していない部分についてという形で考えております。

○宮川委員 分かりました。

○西村委員長 でも、正にその話としても絡んできますので、考えていきたいと思いますが、こちらでこの点について、もうこのデータそのものは、今朝配られたという状況ですので、精査するのはなかなか難しいのですが、何かほかに。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 もう1つ、少しテクニカルな部分の質問なのですが、2ページ目のところの500人以上規模の抽出の仕方についてです。幾つかのところでは東京都が1ではなくて、2とか3になっているところの抽出の仕方なのですが、これは実は母集団のリストがどう並んでいるのかということにもかなり依存して、結果が動き得るものだと私は思います。

そういう意味で、ここの前のページの説明で、上側のボックス、2番目の白丸、「その際、層内の抽出は、抽出単位となる区分毎に都道府県番号、産業区分などの項目順に」、これがすごく曖昧に記載してあるのですが、これをもう少し具体的に、どういう順序に並べて、どういうサンプリングをしたのかというのをきっちり説明していただけないでしょうか。そうしないとこの推計のし直しが、一体おおむね妥当なのか、それとも全くずれているのかというのが分からない。

今の時点で私が大事だと思いますのは、前よりは改善になっているのかどうかを確認することが、とりあえず急ぐことで、それ以上に厳密にどうかというのは、多分応急処置としてはなかなか難しいかと思うので、そこは少し長期戦になるのではないかと私は思うのです。だから今大事なことは、おおむねこういう方向でいいかどうかというのが分かる程度に説明をしていただかないと、少し厳しいと思うのですが、この点、サンプリングのものとリストの配列順はどうなっているのでしょうか。

○西村委員長 どうぞ。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） すみません、少し手元にある資料で、今の御質問にお答えできるものを至急確認して。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。北村委員、どうぞ。

○北村委員 4ページの設定のところでは、ここの説明、2番の真ん中の辺では、誤差率は目標を達成しているという話なのですが、この下の表1を見ると、規模が大きい499人までのところは、上がっていくに従って誤差率がかなり増えているということは、恐らく回収率の話とも関係してきていると思うのです。そういうこともさっきも言いましたけれども影響して、こちらで抽出率を決めているということなのだけれど、この回収率の低さとかと誤差率の大きさをどういうふうに受けとめればいいのかということで、おおむね目標値を達成しているとは読めない。これは委員長もおっしゃったのですが、そこら辺の考え方が何かあれば、教えていただきたい。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） 今回の点につきましては、おっしゃるとおり標本数、あるいは回収数、そういったものが影響していると認識しております。そういった中で、やはり小さい規模よりも大きい規模の方が、こちらが大きくなっているということについては、規模が大きくなればなるほど、実はほかの調査もそうなのですが、統計調査の調査客体、対象となる頻度が上がるということで、実際にその層の企業に負担が大きいという事実はあろうかと思えます。

そういった中で、ここは本当に企業の御理解をいただいた上での調査ということになるかと思えますけれど、全体的な負担が大きくなる中で、回収率が少し厳しい状況があると認識していますので、そういったことも影響しているのではないかと考えているところでございます。

○西村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 すみません、度々。今の北村委員の御質問との関連で、今の4ページ目の2のところの文章、これがすごく意味が分かりにくい文章なので、きちんと分かるように御説明いただけたらと思うのですが、私の理解だと、誤差率を計算するときに、2つの要素が必要になって、母集団の標準誤差を推計するために、元データというか、サンプルのデータを使わなければいけない、これが通常分子に来るわけです。それから分母の方に、 n 、標本の大きさが来るのが普通です。

そうすると、ここでおっしゃっている「回収数を元に計算しているの」というのは、分母も分子も n も当然回収した数でやっているし、分子の方ももう一度標準誤差を計算し直されたということでしょうか。

特にここで大事なのは、東京都の部分になるのですが、今まで、全数ですから誤差がゼロだったわけです。ところが今回は分散が生ずるわけですので、その計算はどうされたのかというのが一番鍵になると思うので、「回収数を元に」というのだけだとよく分からないので、このところをきちんと、分母、分子を分けて説明していただけないでしょうか。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 すみません、失礼いたします。サンプルの関係、分子、分母の関係ということで、サンプルの方で申し上げれば、これはやはり回収された数自体は、もともと持っている個票自体は同じものを使って再集計と、それからもとの公表値が算出されているということから、回収については、数は一緒ということになります。それから母集団自体ももともと同じものということになりますので、こちらについても母集団は同じような数値を使っているということでございまして、このような案を基礎とさせていただいているということでございます。

○川崎委員 すみません、私の質問の趣旨が分かりにくかったかもしれません。よろしいですか。変数の部分が、誤差が、どう計算したかが見えないということを申し上げた。

○西村委員長 正直言って説明になっていないので、もう少しここは引き取らせて。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません、代わりに一応説明させていただきます。もちろん母集団の分散は分かりません。そのため、代わりに標本分散から推定しています。現在公表されている標本誤差は、平成29年7月の調査サンプルのデータから分散を計算したものです。つまり標本の分散から母集団の分散を推計して、そのデータから計算した標準誤差となっているということによろしいですか。

○西郷委員 私もよろしいですか。恐らくサンプルを設計するときに使っている情報と、実際にとった、サンプルから計算した達成誤差との差で、この表1に出ているのは達成誤差であって、サンプルを設計する段階のそのときに使っている情報とはまた違う。今、肥後次長が御説明なさったように、サンプルを設計する段階、例えば去年のデータ、ある

いは経済センサスとかそういう全数調査のデータを使ってサンプルのサイズを見積もって、その見積もったサンプルサイズで新しい調査で達成精度を計算してみたら、その表1のようになりましたということだと思ふのです。

ですので、確かに北村委員や川崎委員がおっしゃるように、無回答の誤差の影響というものもあるとは思ふのですけれども、そもそも新しい調査でやっていることなので、その標本を設計した段階のデータとはまた違う状況が発生しています。ですから、例えば目標精度を2%に設定したからといって、今度新しくやる調査が、2%の精度がそのまま達成できるかというところではない場合もあり得るので、むしろこの2%という数字と、この表1の数字が若干ずれてくるというのは、もともと致し方ない面があるのかとは思ひます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしいでしょうか。500人以上はどうされたかという川崎委員の質問にお答えいただけていないと思ふのです。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 こちらはやはり500人以上のところでも、全数といってもやはり回収率の問題がございますので、全回収数が得られているわけではございませんので、その回収数をもとに計算いたしますということになりますと、そういった形になろうかと理解しております。

○川崎委員 1点だけ簡単な確認ですが、ということは、全数の部分もきちんと標本誤差を計算して、これの中に組み入れてあるという理解でいいのですか。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 そういふことでございます。ありがとうございます。

○川崎委員 分かりました。すみません。

○西村委員長 正直申し上げて、この内容そのものが、逆に言えば、我々がきちんと審査できるような形になっていないと言わざるを得ないので、次回にもう一度きちんとデータというか、我々の方から何が本当に知りたいのかというのをきちんと集めて、そしてこちらを厚生労働省にお示しして、厚生労働省から回答をいただく。それから、もっとより詳しい内容の御説明をいただくという形で収めたいと思ひます。

そうしないと、聞いている範囲の中ではそれなりの妥当性があるように見えますが、本当にそうであるかどうかということをごきちんと精査するのが我々の仕事になりますので、その意味でどうしても不十分な。

ただ、先ほど川崎委員がおっしゃいましたけれど、完全なことはできないので、そういう意味で、今あるベストエフォート（最善の努力）、現在のところのデータから見たときのベストエフォートという点では、この形でなされているということについては、明らかにインプローブメント（改良）でありますので、そういう意味で、新しい再推計のこの系列を我々としては認めたいと思ひます。その意味では苦渋の決断にせざるを得ないので、いかがでしょうか。

どうぞ。

○川崎委員 私も大分突っ込んだ質問を申し上げましたので、かなり説明の不十分さの問題と、それから推計上の問題と、両方申し上げているところではあるのですが、今、私は委員長がおっしゃったことについて、大きな線では賛成です。といいますのは、やはり完

璧な推計というのは、今もう情報が限られている中ではやむを得ないと思うのですが、その中では、これまでの全く乗率補正をしないものとしたものでどちらがいいと聞かれたら、これは乗率補正した方が絶対いいわけですので、その点では改善であると。

ただ完璧かと聞かれれば、今の時点での正に委員長がおっしゃったベストエフォートということだと思いますので、私は今委員長が整理していただいた方向が、恐らく現実的な答えになるのではないかと思います。その後引き続きまして問題を、これで本当に妥当か、更に改善の余地はないかとかいうのは、また別途じっくり検討した方がいいのかとは思いますが、全く結論もなしに進めていくわけにいかないと思いますので、そういう意味での委員長の整理を支持いたします。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 すみません、事務局が横から口を出して申し訳ないのですが、今委員長が申し上げたのは、確かに今厚生労働省から最初の標本設計や標本の抽出方法や、標準誤差の計算とかそういうことについて、十分な説明は行われていないということではあります。一方で、今回、先ほど厚生労働省から御説明があった趣旨というのは、復元推計をきちんとしていないところにつきましてはきちんと推計することにしたいということであると思います。

こちらは5ページにやり方が記載してありまして、抽出率逆数の扱いを東京都と東京都以外を間違っただけ扱っていたのは事実で、こちらを正しく直せば、いろいろな問題を抱えているのは事実であるのですが、よりましなというか、これまでよりはよい推計値が得られるので、これを委員の皆様にお認めいただければ、平成24年以降、直近についてこれを公表していくことを、お許しいただけないかということをお諮りさせていただいているということでございます。

言い方も何ですけど、これをお許しいただけないと、もう統計を公表できないということになってしまいますので、そこをお諮りさせていただけないか、事務局から少し補足説明でございますけれども、厚生労働省から本日御説明させていただいている趣旨はそういうことでございます。

○西村委員長 永瀬委員。

○永瀬委員 1つだけ、クラリフィケーション（明確化）の質問なのですが、平成30年1月以降は集計方式を5ページのように変えたと記載してあるのですが、平成30年6月以降も公表値と再集計値が1,000円ほどずれている理由だけ、少し教えていただけますか。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） こちらにつきましては、毎月勤労統計調査の労働者数を計算するに当たりまして、ある時点から、雇用保険データで事業所の改廃に伴う労働者数の変動というのを推計しておりまして、こちらはずっともう積み重ねて、その延長が今にあるという形になっております。

その意味で、今回再集計させていただいた数字と、これまで公表させていただいた数値については、その過程における推計が、復元をしている、していないの差が、やはりありますので、その差が誤差と言っていいかどうか分かりませんが、こちらが累積した形で、おっしゃるとおり平成30年以降は、いずれのやり方でも復元をする統計的処理を行って

るわけでありませうけれど、過去の累積が現在に影響を及ぼしている、そういう結果になっているのが今の姿でございます。

○西村委員長 どうぞ。

○宮川委員 基本的には賛成なのですけれども、少しこの資料でよく分からない点があって、先ほど肥後次長が、5ページで東京都の部分は、いわゆる平成30年以降の方式に、前の方式も平成24年以降合わせて復元する、こういうことなのだろうと思うのですけれども、これは少し誤解を与えるのではないかと思うのですが、3倍と記載してあるのは全て3倍というわけではないです。つまり2ページに記載してあるように、抽出率逆数のものを各産業についてやっていくというものです。

こちらが本当は、これは平成27年の抽出替え時点のものと記載してあるので、平成24年以降これで安定しているのかどうかということ、少し私が聞き漏らしたのかもしれませんが、その点はどうなっているのかを説明していただきたい。そうしないと、少しこのままの表では、忙しいと言われても、きちんときっちりとした説明になっていないのではないかと私は思うのです。

○西村委員長 どうぞ。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） 申し訳ございません。忙しいと申し上げたつもりはないのですが、言い訳みたいになってしまって申し訳ございません。こちらについては御指摘のとおりでございます。東京都についても、当然産業構造が変わってきている中で、その抽出率の逆数の数字、今回お示ししたのは足元の数字ではございますけれども、こちらも過去からやはり変動しています。

今のが一番新しい姿ですけど、こちらが過去十何年遡って同じ逆数表だったかといったらそうではないので、そういう情報もおっしゃるとおり足りないというのは、言われるともうお返しする言葉はないので、今後そういう情報もしっかり出していければと思っています。この3倍というのはおっしゃるとおり、足元に限った数字でございまして、過去も全く同じということではございません。大変失礼いたしました。

○西村委員長 どうぞ。

○田中厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析官 すみません、少しお答えが不足しているようでございます。その時々で抽出率の逆数が分かっているところがどこまでかというか、問題は別といたしまして、現在今回お出しさせている、平成24年1月からということ、これを起点とさせていただいた再集計につきましては、その時々、平成24年と言えば24年1月分から、27年の1月が次の抽出でございしますが、そこまでの間は同じ抽出率ということで、同じ抽出率逆数を適用して、平成27年1月分は今お示しをしている逆数を適用し、また平成30年に例えば入れ替えたとかというのは、そういうところを反映させながらという率になっているということでございます。

○宮川委員 了解しました。

○西村委員長 すみません、それでは、この時点で統計委員会の意見をまとめたいと思います。委員から非常に厳しい意見と評価をいただきました。

私は、厚生労働省の説明により、毎月勤労統計調査の作成プロセス、修正プロセスというのがかなり明らかになってきたと考えています。平成24年以降の再集計の結果について、これは正しく行われておれば、（通常の仮定の下では）統計的な偏りが解消されて、おおむね妥当な方法がとられていたということが確認できると思います。

だからしたがって、おおむね妥当であるということとは言えるのですが、細かい点について、特に説明について十分なところが得られていないので、おおむねを超えてこれが全く妥当であるというところまで我々がコミットする（責任を持つ）ことができないという状況に、今あると思います。しかし、これがおおむね妥当であるということについては、恐らく合意が得られるのではないかと思います。

そういうことから、こういう形でまとめさせていただきたいと思います。東京都の500人以上の事業所の処理が不適切で明らかに偏りを持っているという従来公表に比べれば、ベストエフォートで出されているわけですから、これははるかに事実に近いという形になります。したがって、現在のところのベストエフォートといえますか、現在のところ我々ができる最善の方法というのは、やはり偏りを持つ従来公表結果に代えて、再集計結果というのを主系列にすべきであると考えています。

こちらを踏まえて、基本的な構造はこれで構わないのですが、より詳しく精査するためには、やはり必要な情報が不足しているという形になりますから、次回までに統計委員会の委員から、基本的な情報、それから考え方についての質問、そういうものを全て出させていただいて、こちらを厚生労働省の方にお示しして、こちらに対しての回答を得る。それから必要なのは、より詳しい情報を開示していただくという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あくまでも今度の新しい再推計値は、現実に近いというか、きちんと作ってあれば（通常の仮定の下では）偏りない数値になっているということ、これは事実ですので、こちらについてのテクニカルな問題が幾つかあるかもしれませんが、こちらは今後精査していくという形にしていきたいと思います。そういう整理でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長 では、次のポイントに移りたいと思います。

次に、平成16年から23年の間の遡及について審議いたします。厚生労働省から説明をお願いします。この部分のかなりの部分はもう既に出されている形にはなりますが、一応念のためにもう一度お願いいたします。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） それでは、資料2-2の7ページのところでございます。先ほど申し上げたとおり、再集計を行うに当たっては、可能な限り遡って行いたいということで、一生懸命そういったデータが残っているかどうかということを探して調べた結果、平成24年までは遡れたわけですが、こちら以降遡れなかった要因について、足りなかったものについて、7ページに3点お示しをさせていただいているということでございます。

まず1点目でございます。平成19年1月分調査の旧対象事業所分の個票データということでございます。この平成19年1月は、調査対象事業所の入替えのときでありました。

我々は対象事業所を入れ替えるときには、新旧の対象事業所の両方を調査して、そこでの入替えの影響というのを見て、かつギャップ修正という言葉も、すみません、いきなり使って申し訳ないのですけれど、その段差を調整することを行っていたということでございます。

そういった中で現実として、その時点の旧対象事業所分の個票データが見つかっていない、現存しないということでありまして、この調査対象事業所入替え時のギャップ修正を行うことができないということでございます。

2点目として、平成21年の抽出替え時点における新産業分類変更のための資料ということでございます。やや長く記載しておりますけれど、平成22年に産業分類の変更を行った際に、新産業分類による抽出率逆数表を作成していなかったということでございます。作成していないというのは先ほど申し上げたとおり、500人以上は1分の1でやっていたということで、使っていなかったから作っていない、そういうことでございます。

今般再集計を行うに当たっては、当然その復元を行うということになるわけで、抽出率逆数表を作らなければいけないわけでありまして、平成21年の抽出替え時に作成した旧産業分類の指定予定事業所名簿に掲載されております事業所を、新産業で分類し直さなければならぬということでございますが、その上で母集団事業所名簿と比較して、抽出率逆数表を作成する、ひも付けて作業をするということがあるわけでありまして、その資料については保存期間を満了しており、廃棄してしまっていたということでございまして、結果として平成22年、23年は、同一層内において、異なる抽出率を考慮した集計ができないという現状になっております。

それから最後、3番目、平成22年以前の雇用保険データということでございますが、雇用保険データについては、先ほど永瀬委員から御質問いただいたときにも少し申し上げましたが、母集団労働者の補正というのを毎月行っているわけでありまして。こちらを使っているわけですが、平成22年以前の雇用保険データがもう現存しないので、その補正が不可能になっているということで、このような点でそれぞれ時点は違いますが、完全に再現することが、このような制約でできなくなっているということでございます。

そういったことで、先ほど冒頭の説明でも触れさせていただきましたが、資料2-1の4ページに参考としてお示ししたものを繰り返して恐縮ではございますけれど、実際に遡れなかった時点、これはもう政策的に行わなければいけないということでの下で行ったものでございますが、実際に今回再集計をさせていただいた平成24年から29年の間に、再集計値と公表値の乖離幅、平均が0.6%ということ、その対象期間においては、これはきまって支給する給与のみでありますけれど、こちらを活用して復元が行われなかった最初の平成16年の公表値にその平均を加える形で、こちら以降の期間を実際に公表した数値の伸び率に合わせて推計するという形をとっています。

数字については少し申し訳ないです、このパワーポイントの資料には付いていないのですが、統計法第55条報告に基づきまして、冒頭御紹介いただいた資料1の6ページに数値を掲載しているということで、こういう措置もとらせていただいたことも、繰り返しになりますけど、併せて紹介をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、審議に移りたいと思います。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 GDP統計もこれを使うのかどうかという問題が1つあるということと、それから2番目のところ、これは専門的な意見になって、政策上急いでいるという件があることやむを得ないのですが、少し意味がよく分からなかったのですが、「新産業分類による抽出率逆数を作成していない」というのは、2ページは新産業分類による抽出率の逆数で、恐らく旧産業分類の抽出率の逆数表を新産業分類に置き換えて抽出を推計していないということなのかと思ったのですが、少しこの意味が分からないのと、もう1つは、産業分類の変更を行う以前のことも、産業分類の対応表はあるわけですから、なぜ逆数表がそれ以前できないのかというのが、いま1つこの文章を読んだだけではよく分からない気がします。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 資料1の最後の給付のための推計値になりますけど、0.6%を上乗せするということであるわけですが、これに基づいて追加給付を行うと。報道によると500億とかいう数字が出ておりますけれども。ただ、これと資料2-1の最後の再集計値と公表値の間のギャップを見ると、0.3%から0.8%ぐらいまで、かなり年、月によって変動があると思われまして、こちらによって追加給付を決めるとなると、2倍を超えるような差が出てくるのかということも、可能性としてはあり得るわけです。

だからそういうことを考えますと、果たしてこれでもう決めてしまっているのかという気が。仮に平成16年までの再推計が可能だということになったとして、ここの0.6%一律にするのではなくて、もう少し別な再推計ができたとする、また別の数値が出てくるわけですので、現段階でここの数値において追加給付をする。これは少し統計委員会の使命を超えておりますけど。

○西村委員長 申し訳ないですけど、少し統計委員会を超える話だと思います。

○中村委員 思いますので。

○西村委員長 これはあくまでもデータに基づいた政策判断の問題ですから。

○中村委員 そうですね。失礼しました。

○西村委員長 こちらは少し統計委員会としては何かとやかく言うことでは私はないと思いますので。申し訳ないですけど。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 資料1の別添1、5ページと6ページの部分を見比べると、平成24年の部分についてオーバーラップしているわけです。こちらを見ると、平成16年からの推計値って多少数字が違っているというのが、そのさっきの最後の資料2-2の6ページ目でおっしゃったようなことがとれていないので、それだけ多少ずれがあると理解しているのですか。

○西村委員長 どうぞ。

○中井厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当） すみません、委員長に政策的判断とおっしゃっていただいたことではあるのですが、今回給付のための推計値を作成させていただいた背景事情としましては、やはり国民の皆様に、今回多大なる御迷惑をおかけしたという中において、事実が分かった以上、可及的速やかに追加給付という形で対応させていただく必要があるという、これは政策的判断だったわけでございます。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） すみません、今の御質問は、この統計的な経緯の御質問だと存じますけれども、先ほど委員長も御指摘いただきましたとおり、これは私どもの政策としてやっているということございまして、その計算方法につきましては、資料2-1の4ページの参考資料に記載してあるとおりございまして、現時点で少しそれ以上の説明がなかなか難しいということで御理解を。

○西村委員長 私がインターラプト（遮る）するようではございますけれども、基本的にやはりこれは政策判断の問題なので、統計委員会として何か言うという話ではありませんということ収めたいというか、そういうものだということだと思います。つまり、厚生労働省から説明のあった平成16年から平成23年の間の給付のための推計値、これは政策の迅速な実施のために、一定の仮定を置いてなされる推計であると、統計委員会としては考えたいということです。したがって、政策担当者の責任において行われものであるという形でまとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 説明が混乱しているので。今申し上げた平成24年以降は統計として再集計値を公表しますという説明をさせていただいています。平成16年1月から平成23年12月については、今の誤った公表値があるのですが、正しい、よりよい統計の再集計値を作れませんという説明をさせていただきました。だから新しい、よりよい統計はないという状態です。

今、給付のための推計値は、それでは困るので政策的見地から仮の値を持ってきたに過ぎません。だから統計委員会のマンデート（委任された権限）ではないと委員長が申し上げているわけございまして、今は統計がない状態なので、どうしてそうなるかという説明を厚生労働省からしていただいたということでございます。

○西村委員長 永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 承りました。ところでその統計というのはやはり、私はものすごく大事なものだと思って、2010年ってついこの間なのに、どうしてその雇用保険のデータが既にないのかということが。今後については、もっと統計の保存ということを考えていただきたいと思います。

○西村委員長 分かりました。白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 すみません、先ほどの給付、こちらはもう十分に了解しておりまして、統計委員会として云々という審議対象でないことも理解しております。戻って、メインのテーマなのですが、遡及を行わないという議論について疑問を呈しているのは、例えば何かやはり平成21年以降、新旧入れ替わったからと、今、宮川委員もおっしゃいまし

たけれども、何かものすごく変わったわけではなくて、対照表があって、その中で若干の仮定を入れながら作成することも可能であるとかいう可能性を考えますと、要するにゼロで、ここでもうやりません、統計委員会は承認しますというわけにはいかないと私は個人的に思います。すみません。

○西村委員長 すみません、まだそこまで行っていません。

○白波瀬委員 前のめりしました。

○西村委員長 今は原則の確認で、給付のための推計値というのに関しては、統計委員会としては政策担当者の責任において行われたものだと理解するというのを説明して。

○白波瀬委員 こちらはその理解だと思って。

○西村委員長 それからその後というか、更に今、肥後次長から御説明もありましたが、その平成15年以前と、平成24年以降というものに対して、その間にギャップがあるわけです。このギャップに関しては、当然ですが、先ほど政策判断にも使う。つまり政策判断に使う人というのは利用者です。同じようにエコノミストもいます。それから、当然この問題は国際的な統計のネットワークにも載せなければいけないという形になりますから、そういうものを勘案して、平成15年以前と、それから24年以降との間の再推計の連続性を勘案した、平成16年から平成23年におけるの措置を確保するということが必要になるわけです。

その観点で考えれば、今の御説明というのは再推計に必要なデータが欠落しているということをおっしゃったわけですが、そのために平成16年から23年が、24年以降と同じ集計ができないということは、確かにそうだと思います。しかしそのためには、こちらに対応して何か対処するためには、どのようなデータをどのように用いており、そのデータがないとどの程度影響があるのか、こちらが分からないと仕方ないわけです。本日提出された資料では、準備が十分できていなかったということだと思いますが、十分ではないということだと思います。

本件は非常に重要な事項ですので、やはりもっと丁寧に我々としては確認する必要があります。このため、今回の統計委員会についても、この平成16年から23年までの間の部分に関しても、その資料をきちんと提出していただいて、こちらで我々としては審議したいと思いますが、そういうまとめでよろしいでしょうか。

○宮川委員 結構だと思います。ですから先ほど私が質問した2つ目のものについては、産業分類の変更というのは他の統計でもやっているの、恐らく抽出だとか同じような経験をされているので、こちらは厚生労働省だけの問題ではなくて、他省庁の統計で聞けば、ある程度分かってくる部分もあるのではないかと思いますので、今、西村委員長がおっしゃったように、もっと情報を集めて、改めてきちんと答えていただきたいと思います。

○西村委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 私も確認なのですが、さっき申ししたのは、資料1の別添2で、平成25年の3月まで、給付のための推計値というのが出ているのです。ですから平成24年度までの値はこの数字を使いますということなのか、そうすると平成24年の部分については、

再推計したものと2種類の系列があるのですけれども、その場合は、別添2の給付のための推計値を政策では使いますということなのか、少しそこを。

○西村委員長 あまりこの統計委員会の中とはちょっとずれた話になると思いますけど、もし回答が可能であれば。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 申し訳ありません。給付のための推計値につきましては、委員長から御指摘がありましたように、統計委員会で詳しく説明する必要がなかった事項かと思ひまして、誠に反省しております。申し訳ありません。

統計委員会で御議論いただくのは、再集計値の方、こちらをきっちり使うようにという御指示を今承ったものと理解しておりますので、すみません、給付のための推計値のことは、厚生労働省の政策の話だけであることで、この場でお話しすべき事項として、少し不十分な説明があったことをおわびして、撤回申し上げます。申し訳ありませんでした。

○西村委員長 申し訳ありませんが、一応統計委員会としての審議を続けたいと思います。

それでは、4つ一応終わりましたので、幾つかお願いすることがありますので、こちらは厚生労働省側に要請しますが、そういうことでよろしいですか。幾つか資料を提出するとか、そういうことについてはよろしいですか。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） はい。もちろん結構でございます。すみません。

○西村委員長 それではよろしくお願ひいたします。

それでは、4つのポイントについて審議を終えましたので、全体をまとめたいと思います。

まず、本日の審議は、法第55条第2項に基づく総務大臣からの報告を受けて審議を行いました。したがって、統計委員会からは、法第55条第3項に基づく意見を厚生労働大臣に対して出すこととします。この意見を出すとのいうのは非常に重いものです。その内容については、これから私が申し上げる、これまでの審議で私がまとめさせていただきました内容にしたいと思います。

冒頭、今回の事実と、それに対する統計委員会の認識からなる前文に続きまして、厚生労働省に求める具体的な措置として、まず、東京都の500人以上の事業所の全数調査を可及的速やかに履行すること。それから、次に、調査計画どおりに、33,200事業所を対象とする調査を履行すること。それから、先ほどかなりいろいろな議論がございましたけれども、一応私がまとめさせていただきましたように、平成24年以降の遡及結果については、この遡及結果を主系列へ切り替えるということを意見として申し上げるという形にしまして、実際の文面の内容は私に一任いただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、今申し上げた内容で文書を取りまとめまして、厚生労働大臣に対して意見を述べることにしたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、1月30日水曜日の午後に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第130回統計委員会を終了いたします。